

北海道のアイヌ民族の 権利をめぐる現状と動向



2020年2月28日
第46回フェアウッド研究部会
@東京・渋谷

小泉 雅弘(こいずみ まさひろ)
NPO法人さっぽろ自由学校「遊」

そもそも「先住民族」って 誰のこと？

「歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく居住している民族」

1. 先住性

2. 被支配的地位

3. エスニック・アイデンティティの保持

→後から来た「国家を構成する多数民族」との
関係性に規定される概念

先住民族の権利とは？

LAND TERRITORY RESOURCE APOLOGY REDRESS SELF DETERMINATION

L · T · R · A · R · S/D

土地

領域

資源

謝罪

補償

自己決定権

パート1

アイヌ民族に対する 政策の動向

現在のアイヌ政策に至る経緯 ①

1984 北海道ウタリ協会「アイヌ民族に関する法律（案）」の制定を道に要請

- 1. 基本的人権 2. 参政権 3. 教育・文化
- 4. 農業漁業林業商工業等 5. 民族自立化基金 6. 審議機関

※ 1986 中曽根首相の単一民族発言

1988 道、道議会、協会が政府に対し「アイヌ民族に関する法律（案）」の制定を要請

- 1. 権利宣言の制定 2. 人権擁護活動の強化 3. アイヌ文化の振興
- 4. 自立化基金の創設 5. 審議機関の新設

1992.12. 野村義一・北海道ウタリ協会理事長（当時）、国連総会で「世界の先住民の国際年」記念演説

1993 国連・世界の先住民の国際年

1995-2004 国連・世界の先住民の国際10年

アイヌ民族に関する法律（案）

「本法を制定する理由」より抜粋

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持ち主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に捨てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪を捕れば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳は踏みにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

現在のアイヌ政策に至る経緯 ②

1997 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」制定

（同時に、「北海道旧土人保護法」を廃止）

2007 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択

2008.6. 衆参両院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」

→それを受け、政府はアイヌが先住民族であるとの認識のもとに、新たなアイヌ政策に取り組むことを表明（内閣官房談話）

2009.7. 政府の設置した「アイヌ政策に関する有識者懇談会」が報告書を提出

→「国民の理解促進」＋「広義の文化に係る政策」という現在のアイヌ政策の基本路線（日本型先住民族政策？）が示される

現在のアイヌ政策とその課題 ①

2019.4. 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」制定

（同時に、「アイヌ文化振興法」を廃止）

<法律の要点>

- ・ 条文でアイヌを先住民族と明記（第1条）
- ・ アイヌに対する差別の禁止（第4条）
- ・ アイヌ施策の範囲は、アイヌ文化の振興及び知識の普及啓発、そのための環境整備に限定（アイヌ文化振興法とほとんど変わらない）
 - アイヌを先住民族と認めつつ、先住民族の権利には一切言及していない
- ・ アイヌ施策を希望する市町村が地域計画を立て、国が交付金を出す仕組み
 - アイヌ当事者は、市町村への提案あるいは市町村からの意見聴取という形での関わりで、意思決定の主体ではない
- ・ 法律策定にあたって、アイヌ民族自身の意見を反映させるプロセスはほとんどなし

現在のアイヌ政策とその課題 ②

2020.4. 白老・民族共生象徴空間（ウポポイ）開設予定



- ・アイヌ民族が主体となって運営してきた民営のアイヌ民族博物館を廃止し、それを吸収する形で象徴空間（国立アイヌ民族博物館、民族共生公園、慰霊施設など）を建設
- ・管理運営主体は、アイヌ文化財団（旧・アイヌ文化振興・研究推進機構）
- ・慰霊施設に、全国の大学等に放置されていたアイヌ遺骨を集約

アイヌ遺骨の地域返還に向けた取り組み



2012年より、大学に放置されているアイヌ遺骨の地域返還を求める訴訟



訴訟和解によるものなど、4地域（浦河、紋別、浦幌、旭川）で計87体の遺骨が地域のアイヌ民族団体に返還される。
（しかし、返還されたのは全体のわずか6%）

パート2

紋別における取組み ～海・川・森と先住民族の権利

紋別アイヌ協会会長
畠山敏さん(写真中央)





オホーツク海

サハリン(樺太)

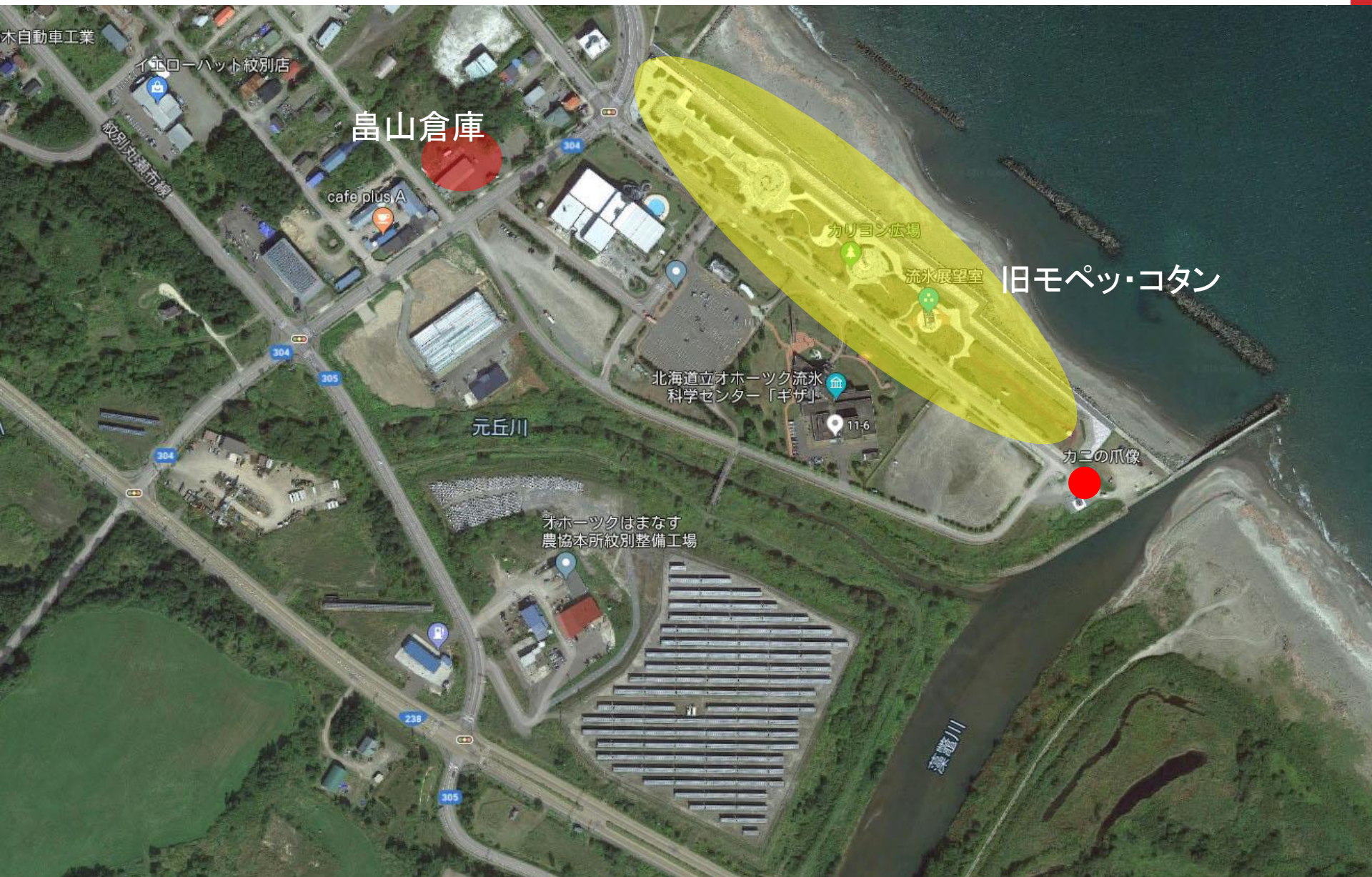
クリル(千島)列島

紋別

北海道

北朝鮮

大韓民国



畠山倉庫

旧モペック・コタン

カリヨン広場

流氷展望室

北海道立オホーツク流氷
科学センター「ギザ」

元丘川

オホーツクはまなす
農協本所紋別整備工場

カニの爪像

釧路川



海

るものが
つかある。
えば、フ
寄り鯨が
れる地点

ペサバ(鯨
ペセトウ
など、鯨
くに内陸
が残され
する伝承

えて、寄り
お、イタン
る。

ソロコチ 白老町
小坂編2006より)

ソロ・コチ(お尻・のくぼみ)。人間に生活文化を教えたコタンカラカムイが
モギの串に鯨を刺して焼いていたところ、その串が折れたことに驚いて尻
ちをついた跡だという。近くに折れた串が岩になったものがある。

フンベオマナイ

フンベネフ

ボロフンベ



フンベサバ 登別市
(小坂編2006より)
フンベ・サバ(鯨・頭)。鯨に似た巨
大な怪魚を退治したカワウソが、
加勢した登別の神にお礼としてそ
の怪魚の頭のほうを置いていった
のがこのフンベサバだという伝説
がある。地形が鯨の頭部に似てい
ることに由来する。

フンベオマナイ

フンベヤンモイ
(鯨が上がる湾)

オソロコツ

オソロコツ

フンベオマナイ

註) 地図は北海道に限定し、また比較的
意味の分かる地名を取り上げた。

オソロコツ

フンベオマナイ

フンベオマナイ

リカセウシ
(鯨の脂肪を背負う所)

フンベオマナイ

フンベオマベツ

フンベオマモイ

オソロコツ

フンベオマナイ(矢印)近くの「寄り鯨」
1989(平成元)年 興部町
田村将人撮影
フンベ・オマ・ナイ(鯨が・いた・沢)。
近隣の雄武町、紋別市にも同じ地名が
あることから、寄り鯨が多い地域だっ
たことが想像される。写真はフンベオ
マナイから南に約1kmの地点で打ち上
げられた鯨。他にも最後にベツ(川)や
モイ(湾)がつく地名がある。

フンベケウニ
(鯨の死体がある所)

フンベモイ

ホロセフンベナイ
(腐った鯨の沢)

フンベオマナイ

オソロコツ

オタフンベ

フンベ

フンベセトウル

フンベエトウ

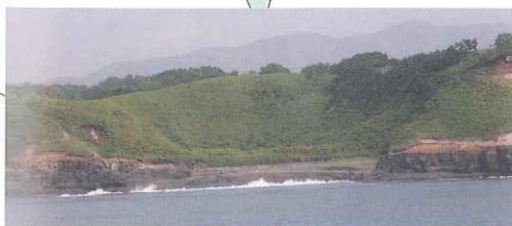
フンベオマナイ

フンベ山

2007(平成19)年 池田町 会田理人撮影
とくに地名の由来などは残されていないが、お
そらく、山の形状から名づけられたのだろう。

カムイギリ

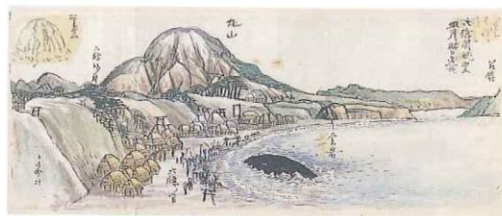
1989(平成元)年復元 余市町 余市水産博物館
シャチが自分の配下である魚や海獣を従えて、村に「海の
幸」を授けるためにやってくるというようすを象徴して
いる。下には(右から)鯨とイルカなどがぶら下がってい
る。このような資料は類例がほとんどない。名称はカミ
ギリ(日本語北海道方言でシャチ)と関連があるか。



北海道における鯨類と人との関わりが記録に現れるようになるのは、江戸時代に入ってからである。さまざまな記録が残っているが、産物としての鯨に関わるものも多い。

熱した石の上に肉を置いて作る「石焼鯨」は、松前藩によって幕府や大名への贈り物に用いられるなど、すでに江戸時代はじめ頃には、松前・蝦夷地の特産物の一つとして知られていた。

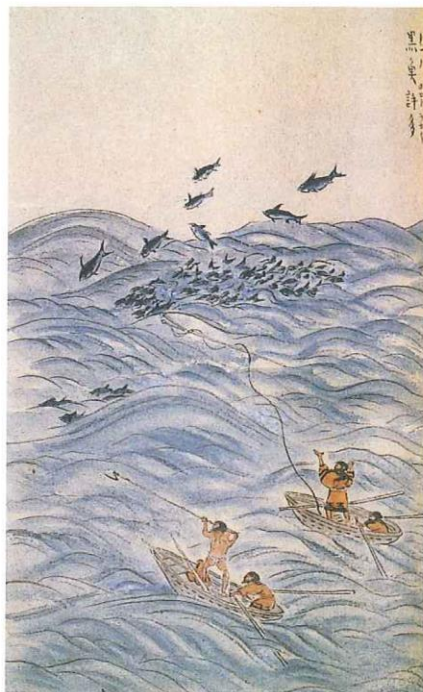
肉を加工する際にあわせて採れる油も重要な産物であった。灯火用や食用の油として利用されたほか、本州へ出荷されたものは水田の虫除けにも用いられた。



六条間への寄り鯨(『東蝦夷紀行』より)
1799(寛政11)年 石尾源一郎氏蔵
津軽海峡に面した、六条間(現・木古内町)への寄り鯨のようす。沿岸に多くの人びとが集まっている。筆者は、この年の幕府の東蝦夷地調査隊に参加し、海岸線沿いに箱館と厚岸を往復した絵師、谷元旦。

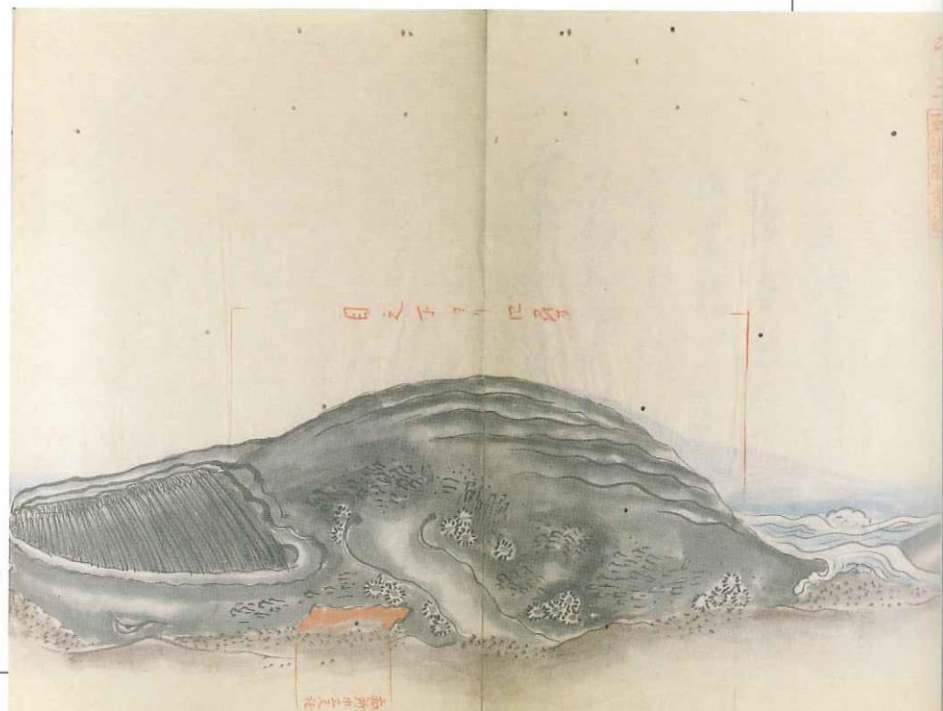


幕府の東蝦夷地調査隊一行をイルカ肉でもてなすアイヌ(『蝦夷風俗絵巻』より)
1799(寛政11)年 当館蔵
谷元旦が道中のようすを描いた画の写本。



噴火湾でのアイヌのイルカ漁
(『蝦夷廻天布利』(模本)より)
1792(寛政4)年 秋田県立博物館蔵
寛政年間に松前・蝦夷地を旅した菅江真澄がレブング(現・豊浦町)辺で目撃したアイヌのイルカ漁のようす。

オホーツク海に面したモンベツ場所への寄り鯨(『宗谷諸達留 第壹』より)
1858(安政5)年 函館市中央図書館蔵
(袋とじページの図を合成)
胸ビレなどからザトウクジラと思われる。幕末期、蝦夷地の寄り鯨は、箱館奉行、場所請負人、アイヌに三等分され、油や塩漬肉に加工された。



水産庁訪問(2011年11月)



A scenic landscape photograph showing a river winding through a lush, green forest. The river's surface is calm, reflecting the sky and the surrounding trees. In the background, rolling hills and mountains are visible under a clear sky. The overall atmosphere is peaceful and natural.

川

モベツ川

モベツ川をめぐる「開発」の歴史

● 鴻之舞鉱山（住友）1917～73年

- 藻別川上流部の山で鉱床が発見され、金などを産出。かつては、「東洋一の金山」とも言われ、最盛期には約15,000人を数える鉱山町が藻別川沿いに形成された。
- 金の精製には青酸カリなどの有毒物質が使われるため、大量の鉱毒排水が生じるが、大正・昭和の初めに二度にわたり沈殿池が決壊、藻別川の魚が死滅する鉱毒事件が起きている。

● 北見パルプ（現・王子マテリア）紋別工場 1965～83年

- 藻別川下流の元紋別で操業していたパルプ工場。
- 工場排水により藻別川の水質汚濁

● 産業廃棄物最終処分場（リテック） 2012年～現在

- 藻別川支流の豊丘川上流の山中に建設・稼働中
- 木質バイオマス発電の焼却灰の埋立のため、現在、稼働中の産廃処分場に隣接してその2倍の広さの処分場の新設と埋立期間の10年延長が計画されている。



アイヌ民族とサケ漁 ①

アイヌ民族にとってサケはカムイチェブ（神から授けられた魚）、シペ（本当の食べ物）と呼ばれる生活になくてはならない自然の恵みであった。

しかし、明治期以降、産業目的による資源保護の名目でアイヌ民族が伝統的に行ってきた河川におけるサケ漁は禁止された。

1980年代以降、アイヌ民族が復活させたアシリチェップノミ（新しいサケを迎える儀式）など儀式用に道知事の特別採捕許可によって決められた本数のみ申請により捕獲が認められるようになったが、2018年9月、畠山さんらは先住民族の権利として許可によらずに自らの意思でサケを獲ることを試みたが、警察に阻まれた。



アイヌ民族とサケ漁 ②

2019年9月、紋別アイヌ協会によるカムイチェップノミ（新しいサケを迎える伝統儀式）で捧げるサケの捕獲をモベツ川河口付近で決行。数十匹のサケ・マスを捕獲し、儀式は無事行われたが、現場で捕獲の様子を監視していた道職員が警察に告発、長時間の事情聴取を受ける。



2020年2月25日、警察はサケ捕獲に関わった2名を書類送検。



A photograph of a dense, green forest landscape. In the foreground, a large tree with green and some yellowing leaves is on the left. A winding path or stream bed is visible in the middle ground, cutting through the dense vegetation. The background shows rolling hills covered in thick forest under a cloudy sky. The Japanese characters '木' (tree) and '森' (forest) are overlaid in the bottom left corner.

木
森



紋別木質バイオマス発電所(2016年12月より稼働)

2016/7/18



発電用に集められる大量の木材

2森林認証取得

紋別市内の取得状況図

紋別市内の
認証取得状況



SGEC認証を受けるということは、水土保持など森林の多面的機能を維持しつつ林業経営を行っている山であるということの証明であり、持続可能な経営を行っていることも意味します。

凡 例			
	国有林		日本製紙(株)
	紋別市有林		王子製紙(株)
	滝上町有林		王子木材緑化(株)
	農地		住友林業(株)
	佐藤木材(株)		一般民有林



造林地

国際森林認証と 先住民族/地域コミュニティの権利

- **国際森林認証制度とは**
 - 適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークをつけることによって、持続可能な森林の利用と保護を図るための制度。
- **FPIC (free, prior and informed consent) の権利強化**
 - 近年、先住民族や地域コミュニティに対するFPICの権利尊重が認証の基準として強化されてきている。
 - FPICの定義「意思決定に参加し、権利保有者に影響を与える活動に対し同意する、または修正、留保、ないしは撤回する権利。同意は自由意志のもとで与えられなければならない。当該活動の実施前にとりつけなければならない。また、当該活動ないしは決定に関係するすべての問題について理解した上でこの同意は形成されなければならない。ゆえに、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」と表現される。
- **国内基準の改訂の動き**
 - **FSC**～2012年、「原則と基準」改訂で、国連・先住民族の権利宣言の遵守、先住民族や地域コミュニティへのFPIC実施の明記。ガイドラインの作成。2015年、日本における国内基準の改訂作業開始。
 - **SGEC/PEFC**～2014年、国内の認証制度であったSGECがPEFCに加盟、PEFC国際ルールへの遵守が求められる（先住民族に対するFPIC実施など）。2016年、国内基準の改訂作業を開始。



おわりに…

- ・ **先住民族の権利回復は、後戻りすることのない世界の趨勢**
 - ～歴史的な不正義への謝罪と補償
 - ～先住民族集団の自己決定権の尊重
- ・ **日本の政策はアイヌをようやく先住民族と認めたものの、権利保障政策（本来の先住民族政策）にはなっていない**
- ・ **先住民族の権利回復には、自然環境や自然資源に対する明治以来ずっと継続している産業振興優先の考え方や、それに基づいてつくられてきた諸制度を変えていくことが必要**